

地方税法の一部改正等に伴う市税条例の改正の概要
(令和 5 年 6 月 7 日条例第 5 号)

1 条例改正の趣旨

- (1) 令和 5 年度税制改正に係る地方税法（以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。
- (2) 固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」といいます。）の課税標準の特例措置について、特例割合を見直す等の措置を講じました。

改正の概要は以下のとおりです。

2 条例改正の概要

(1) 本市独自の判断が必要となる条例改正項目（わがまち特例）

地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」※）について、以下の措置を講じる（固定資産税関係）。

※ わがまち特例

固定資産税等の課税標準の特例措置又は固定資産税等の減額措置のうち、特例割合又は減額割合を国の示す割合を参酌して一定の範囲内において条例で定めることとされているもの（ただし、地方交付税は国の示す参酌割合を基に算定される。）。

ア 新たに減額措置を講じるもの（令和 5 年度税制改正によるもの）

長寿命化に資する大規模修繕工事を行った分譲マンションに係る税額の減額措置が創設され、その減額割合※を、法が示す範囲内において条例で定める割合とされたことに伴い、以下のとおり本市における割合を定める。（京都市市税条例（以下「税条例」という。）附則（以下「附則」という。）第 8 条関係）

※ 減額割合：本来の税額から差し引くもの（大きい方が税額は少なくなる）

対 象 資 産	新築された日から 20 年以上を経過した分譲マンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づく管理計画認定マンション等で一定のものであって、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に建物の外壁修繕等一定の大規模な工事が行われたもの
わがまち特例の内容	大規模修繕工事が完了した翌年度分の固定資産税の減額割合について、3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める減額割合	2 分の 1（法の範囲内で最大の減額割合）

イ 既に実施中の特例措置に係る見直しを行うもの

次の(ア)から(ウ)までのわがまち特例について、本市においては、法が示す参酌割合を超えて、法の範囲内で最大限の軽減となる特例割合※を採用していたところ、以下のとおり特例割合を見直す等の措置を講じる。

※ 特例割合：課税標準にかけ合わせるもの（小さい方が税額は少なくなる）

(ア) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置

当該特例措置の適用実績がない又はごく少数であること、また、導入当時と異なり、本市全体で保育施設が充足しており、これらの種類の施設の増設を特に促す状況にはないと考えられることを踏まえ、令和6年度以降に当該特例措置の適用対象となるものから、特例割合を参酌割合に見直す（縮小する）。（税条例第44条関係）

対 象 資 産	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産
わがまち特例の内容	固定資産税等の課税標準の特例割合について、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下で市町村の条例で定める割合とする。（期限の定めなし）
本市で定める特例割合 （ 改 正 後 ）	2分の1（参酌割合と同じ） 【参考】改正前:3分の1(法の範囲内で最大限の軽減となる特例割合)

(イ) 企業主導型保育事業※の用に供する固定資産税等の課税標準の特例措置

本市の区域内においては、現時点で当該事業に係る施設の整備が既に終了しており、今後新たに開所される施設が存在しないと見込まれることを踏まえ、当該特例措置に係る規定を削除する。（附則第7条関係）

※ 国（内閣府）が施設の整備費及び運営費の助成を行うもの

対 象 資 産	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合における当該施設の用に供する固定資産
わがまち特例の内容	最初の5年度分に限り、固定資産税等の課税標準の特例割合について、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下で市町村の条例で定める割合とする。
改 正 後	削除 【参考】改正前:3分の1(法の範囲内で最大限の軽減となる特例割合)

(ウ) 緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税等の課税標準の特例措置

当該特例措置の適用実績がなく、特例の効果が発揮されていないため、令和6年度以降に当該特例措置の適用対象となるものから、特例割合を参酌割合に見直す（縮小する）。
（附則第7条関係）

対 象 資 産	平成29年6月15日（都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日）から令和7年3月31日までの間に設置された一定の市民緑地の用に供する土地
わがまち特例の内容	最初の3年度分に関し、固定資産税等の課税標準の特例割合について、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合 （ 改 正 後 ）	3分の2（参酌割合と同じ） 【参考】改正前：2分の1（法の範囲内で最大限の軽減となる特例割合）

(2) その他地方税法の改正に伴う条例改正項目

ア 個人市民税

(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税を重課する特例の適用停止期限の延長

所有期間が5年以下である土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税を重課する特例について、適用停止期限を令和8年3月31日まで3年延長する。（附則第17条の6関係）

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例について、適用期限を令和8年度まで3年延長する。（附則第18条の2関係）

イ 軽自動車税（グリーン化特例（軽課）の延長・見直し）

軽自動車税の種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（通称「グリーン化特例（軽課）」）について、以下のとおり延長・見直しを行う。（附則第16条の5関係）

- (7) 電気自動車等を取扱した場合における現行の軽課措置（75%軽減）について、適用期限を3年延長する。
- (4) 営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る。）に係る軽課措置（50%軽減又は25%軽減）については段階的に廃止する。

＜参考＞グリーン化特例（軽課）に係る改正の概要

特例割合		適用対象車	改正内容
軽課 （取得翌年度）	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車	適用期限を3年延長
	50%軽減	令和12年度（2030年度）基準90%達成（営業用乗用車のみ）	適用期限を3年延長（延長後の適用期限の到来をもって廃止）
	25%軽減	令和12年度（2030年度）基準70%達成（営業用乗用車のみ）	適用期限を2年延長（延長後の適用期限の到来をもって廃止）

(3) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

(1) 上記 2(1)イ(ア)及び(ウ)の改正

令和 6 年 4 月 1 日

(2) その他の改正

公布の日等

(参照)

改正前の京都市市税条例（抄）

（固定資産税の課税標準の特例）

第 4 4 条 法第 3 4 9 条の 3 の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前 2 条の規定にかかわらず、法第 3 4 9 条の 3 に定める額とする。この場合において、同条第 2 7 項から第 2 9 項までに規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第 7 条 法附則第 1 5 条又は第 1 5 条の 3 の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第 4 2 条から第 4 4 条まで又は第 2 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 1 5 条又は第 1 5 条の 3 に規定するところによる。この場合において、次の各号に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号、第 2 6 項第 3 号及び第 3 4 項 2 分の 1
- (2) 法附則第 1 5 条第 2 項第 5 号 5 分の 4
- (3) 法附則第 1 5 条第 1 5 項本文 5 分の 3
- (4) 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号及び第 2 9 項 3 分の 2
- (5) 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号 4 分の 3
- (6) 法附則第 1 5 条第 3 3 項 3 分の 1

2 （略）

（固定資産税等の減額）

第 8 条 法附則第 1 5 条の 6 から第 1 5 条の 1 1 までに規定する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、それぞれこれらの規定により減額すべき額をその税額から減額する。この場合において、法附則第 1 5 条の 8 第 2 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする固定資産税の納税義務者（法附則第 1 5 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項、第 1 5 条の 9 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 9 項若しくは第 1 0 項、第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項、第 1 5 条の 1 0 第 1 項又は第 1 5 条の 1 1 第 1 項の適用を受ける者を除く。）は、当該固定資産税の最初の年度の賦課期日後 3 0 日以内に、課税上必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3～6 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第 1 6 条の 5 法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車と同項に規定する初回車両番号指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る

第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3, 900円	4, 600円
第70条第2号ウ(ウ) a (a)	6, 900円	8, 200円
第70条第2号ウ(ウ) a (b)	10, 800円	12, 900円
第70条第2号ウ(ウ) b (a)	3, 800円	4, 500円
第70条第2号ウ(ウ) b (b)	5, 000円	6, 000円

- 2 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3, 900円	1, 000円
第70条第2号ウ(ウ) a (a)	6, 900円	1, 800円
第70条第2号ウ(ウ) a (b)	10, 800円	2, 700円
第70条第2号ウ(ウ) b (a)	3, 800円	1, 000円
第70条第2号ウ(ウ) b (b)	5, 000円	1, 300円

- 3 法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3, 900円	2, 000円
第70条第2号ウ(ウ) a (a)	6, 900円	3, 500円
第70条第2号ウ(ウ) a (b)	10, 800円	5, 400円
第70条第2号ウ(ウ) b (a)	3, 800円	1, 900円
第70条第2号ウ(ウ) b (b)	5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第4項に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3, 900円	3, 000円
第70条第2号ウ(ウ) a (a)	6, 900円	5, 200円
第70条第2号ウ(ウ) a (b)	10, 800円	8, 100円
第70条第2号ウ(ウ) b (a)	3, 800円	2, 900円
第70条第2号ウ(ウ) b (b)	5, 000円	3, 800円

- 5 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第17条の6 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第27条第1項及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。）に対し、同項に規定するところにより、市民税の所得割を課する。

2、3 （略）

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（法附則第33条の3第6項に規定する土地の譲渡等をいう。）が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第18条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項前段に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項前段に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額（法附則第34条第4項前段に規定する課税長期譲渡所得金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、法附則第34条の2第4項に規定するところによる。

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

して課する市民税の所得割について準用する。
(以下略)